

# 病床整備計画に係る取扱いの見直しについて

## 1 概要

本県における病床整備計画（病院の開設、病床数の増加、病床種別の変更、診療所の病床の設置、病床数の増加、病床種別の変更）の申請等の事務処理については、「愛知県病院開設等許可事務取扱要領」及び「医療法施行規則第1条の14第7項の適用に関する事務処理要領」に基づき行っているところであるが、地域医療構想の推進等のため、各要領の一部改正が行われた。

## 2 主な改正内容

- (1) 所管保健所が、病床整備計画を行おうとする者に、予め地区医師会を始め病床整備を進めるに当たり必要と考えられる地域の関係団体と協議するよう指導することについて規定した。
- (2) 病床整備計画について、地域医療構想を踏まえた病床整備を図る観点から、地域医療構想推進委員会の意見を聴くこととし、地域医療構想との整合性など審査基準の適合性に疑義がある旨の意見が付された計画は医療審議会（医療体制部会）の意見を聴くこととした。
- (3) 病床整備計画について、地域医療構想推進委員会の意見を聴くにあたっては、基幹的保健所は計画者に推進委員会への出席を求め、計画者からの説明を踏まえた協議を行うよう努めるものとした。

## 3 施行日

- (1) 及び (2) 平成 29 年 4 月 3 日
- (3) 平成 29 年 7 月 20 日（平成 29 年 7 月 14 日から適用）

## 4 留意事項

2の(1)の「協議」に際しては、地区医師会と愛知県病院団体協議会は連携を行うこととされている。

## 《参 考》

- 1 厚生労働省「第9回医療計画の見直し等に関する検討会」(H29.2.17)  
資料1「地域医療構想調整会議の役割等の整理」(抜粋)

## 《地域医療構想調整会議での議論の進め方》

## 1 医療機能の役割分担

## ア 略

イ 新規に地域医療に参入してくる医療機関や、増床を行い規模の拡大を行う医療機関等への対応

(ア) 今後、高齢化が急速に進み、医療需要の増加が大きく見込まれる地域においては、増床等の整備の必要が生じる。この場合においても、共有した方向性を踏まえ、将来の医療提供体制を構築するために、医療法第7条第5項の行使も視野に入れ、今後必要となる医療機能を担うことを要請していく必要がある。

(イ) また、新規に参入してくる医療機関に対しては、病院の開設の許可を待たず、調整会議への出席を求め、方向性を踏まえ、地域に必要な医療機能等について、理解を深めてもらうよう努める必要がある。

(ウ) この他、病床機能を転換する計画等が明らかとなった医療機関については、その方向性が地域医療構想と整合性のあるものとなっているか、適宜、検討する必要がある。

- 2 「愛知県病院団体協議会の構想区域別幹事団について(平成29年7月27日付け29医福第300号 各保健所長あて健康福祉部保健医療局長通知)」(抜粋)

このたび、一般社団法人愛知県病院協会、一般社団法人日本病院会愛知県支部、一般社団法人愛知県精神科病院協会、一般社団法人愛知県医療法人協会及び公益社団法人全日本病院協会愛知県支部の県内病院5団体から成る愛知県病院団体協議会に、別紙のとおり本県の地域医療構想における構想区域を単位とした幹事団が結成され、地域医療構想推進委員会(以下「推進委員会」という。)とは別に、病院関係者の自主的な協議の場による取組が推進されることとなりました。

今後は、推進委員会の委員となっている幹事から、推進委員会に参加できない各地域の病院関係者へ情報共有が図られるとともに、病院関係者の自主的な協議の場における協議結果等が幹事を通じて推進委員会に報告されることとなりますので、御承知いただくとともに、推進委員会の適切な運営について御配慮ください。

なお、「愛知県病院開設等許可事務取扱要領」第3に規定する病床整備計画の事前協議については、従来どおり、病院開設等所在地の地区医師会が窓口となりますが、今後、地区医師会は愛知県病院団体協議会と連携を行っていくこととなりますので、併せて御承知おきください。

また、当該幹事団の結成並びに地区医師会との連携について、公益社団法人愛知県医師会及び各地区医師会は了承済みです。